

前回会議における条例素案へのご意見

(1) 幅広いコミュニケーション手段の保障について

- ・ろう者は手話が必要ということは知られていますが、中途失聴・難聴者は話せるため配慮されなかったり、大声で話されたりするなど、なかなか理解されていないのが現状。「手話は言語である」ということは間違いないが、幅広いコミュニケーション手段の保障の部分について、手話だけでないということ載せてほしい。
- ・第2条(2)の「ろう者」について、「聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。」とあるが、中途失聴者・難聴者の場合は要約筆記や筆談が必要なため、条例にそのことを明記してほしい。
- ・視覚にも障害がある盲ろう者の場合は、手話をコミュニケーション手段とすることは難しい。手に文字を書いてもらい、これを読み取る「手の平書き」という方法があり、誰とでも一人でコミュニケーションを取ることができる。盲ろう障害の人のためのコミュニケーション手段の中に、「手の平書き」を書き加えてほしい。

(2) 耳マークの普及について

- ・耳マークは民間の店舗等にはほとんど設置していないので、もっと普及させることが大事だと思う。耳マークを設置することによって、お店の従業員にも、責任をもって対応しなければならないという意識が生まれる。

(3) 「手話が言語であること」を明記することについて

- ・第3条に、「手話は独自の体系を持つ言語である」とあるが、手話は独自の「文法」の体系を持つということだと思うため、追記してもらいたい。
- ・手話は世界で言語として認められていることから、手話が言語であることを広めたい。そうした意味で、条例タイトルに「手話が言語である」と載せていただいたことを嬉しく思う。
- ・聴こえる方たちが音声言語を使うように、聴こえない方たちは視覚言語の手話を使っている。日本語と手話が別物ということを知っていただかないと、「なぜ文章を読んでも理解できないのか」「日本語で書けばわかるでしょう」と誤解され、手話を使う方たちが社会参加しづらい状況になってしまう。そのため、手話は言語であるということが認められるよう、条例に明記してもらいたい。
- ・手話が言語であり非常に重要であるというのはその通りであるが、障害者の方の中には、手話以外のコミュニケーションの支援を必要とする方がいる。様々なコミュニケーションがそれぞれ尊重されて、障害者の方の間に間断を生まないような包括的な条例であるほうがよい。

(4) 市民及び事業者の役割について

- ・第5条（市民の役割）や、第6条（事業者等の役割）において、市民には健全な市民しか含まれていない、コミュニケーションに障害がない方を市民及び事業者として想定しているように読める。明石市の条例のように、市民、事業者にコミュニケーションに障害がある方も含まれるような書き方のほうが、条例の基本理念にマッチした書き方になるのではないか。
- ・条例案第6条（事業者等の役割）に、「合理的配慮をするように努めなければならない」となっているが、明石市の条例のように、事業者が合理的配慮を行うことができるよう市の支援をぜひお願いしたい。

(5) 用語の定義について

- ・聴覚障害者という定義の中に、ろう者、中途失聴・難聴者がいることを加えてほしい。
- ・「社会的障壁」という言葉はとても大切な言葉だと思う。様々な障害のある方たちが、社会参加しやすい条例にするために、この単語も用語の定義へ入れてほしい。

(6) 当事者の意見聴取について

- ・第9条（当事者の意見聴取）について、条例制定後は、どのように推進していくのか、そしてどれだけ実効性が上がったかを検証していくことが大事だと思う。他市だと、意見聴取の場として施策推進協議会の設置が規定されているところがある。毎年の進捗状況を検証するためにも、どこが推進母体になるのか明確に規定すべき。

(7) 施策について

- ・すでに実施している手話通訳や要約筆記者の派遣等だけではなく、「代筆代読支援者の派遣の検討をする」などの、新たな施策への前向きな表現を付け加えてほしい。

(8) 情報化に伴う視覚障害者への支援について

- ・視覚障害にとっての情報機器は様々なものが出てきており、スマホを使ったアプリも含まれるが、スマホだけが情報機器ではないことから、スマホを含めた情報機器の活用とその訓練、支援を明確に位置付けていただきたい。